

代理人が手続きをする場合は委任状を

市民課で代理人が各種手続きをする場合は、原則として本人(依頼する人)直筆の委任状と代理人(来庁者)の運転免許証、保険証などの本人確認書類が必要です。

また、請求の際には、住民票、戸籍関係書類の具体的な請求理由を明らかにしていただく場合があります。

なお、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、マイナンバー関係は取り扱いが異なります。委任状の書式は、市ホームページに掲載しています

【委任状が必要でない場合】次の方が来庁する場合は、委任状は必要ありません。

▽住民票(除票は除く) 一世帯の方

▽戸籍関係書類 該当の戸籍に名前が記載されている方、直系の親族(親子等) ※ただし、戸籍関係書類のうち身分証明書・自身証明書は、本人以外の方が来庁する際は委任状が必要です

▽住所異動 転入・転出は市内で同一世帯の方、転居(市内での住所変更)は引っ越し後の住所で同一世帯の方

市税の申告は電子申告サービスeLTAX(エルタックス)で

インターネットを利用した電子申告サービスeLTAXによる市税の電子申告を受け付けています。

電子申告ができる申告は次

表1 市民葬儀取扱業者

Table with 3 columns: 業者名, 所在地, 電話番号. Lists funeral service providers like 東京むさし農業協同組合, 小金井祭典(株), etc.

表2 市民葬儀料金表 (円)

Table with 5 columns: 内容, A, B, C. Lists funeral costs for items like 祭壇 (祭壇), 霊きゆう車, 火葬料, 容器, etc.

※火葬料は非課税。そのほか消費税10%を含む

市民葬儀制度のご案内

市民葬儀は、市が祭壇料金等について市内葬儀業者と協定し実施している制度です。利用方法利用する方が、あらかじめ取扱業者(表1)に連絡します。死亡届出時に、市民課で市民葬儀券の交付を受けます。所定の料金(表2)は、取扱業者に支払います。

なお、葬儀によっては会場代や食事代等が別途必要になる場合がありますので取扱業者とご相談ください。市民課戸籍係(市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9816)

のとおりです。▽法人市民税 予定申告、確定申告、修正申告など

▽固定資産税(償却資産) 全資産申告、増加資産申告、減少資産申告、修正申告など

▽個人住民税 給与支払報告書の提出、給与所得者異動届出書、特別徴収への切替届出(依頼)書の提出など(市民税・都民税申告書の提出はできません)

▽市たばこ税 市たばこ税申告書

※詳細は、eLTAXホームページ(http://www.eltax.ta.go.jp/)をご覧ください

▽地方税協同機構ヘルプデスク ナビダイヤル ☎0570-081459、☎03-5521-0019、市民税課 諸税係 ☎042-387-982

家屋に関するお知らせ

【新築増改築調査にご協力を】

新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

市では、令和6年度課税のために、令和5年1月2日以降、新築および増改築した家屋の調査を行っています。

調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いいたします。

調査内容は、屋根や外壁・各部屋の内装等に使用されている資材や設備の状況を調査します

【取り壊したときはご連絡を】

課税事務を円滑に行うために、家屋を取り壊したときは、資産税課までご連絡ください。

取り壊した家屋には、翌年度から固定資産税・都市計画税は課税されません。居住用家屋が建っている土地は、税負担を軽減する特例措置が適用されていますが、家屋を取り壊したときはこの適用がなくなり、翌年度の土地の固定資産税・都市計画税が上がる場合があります。



◆共通◆ 固定資産税課家屋係 ☎042-387-9821

1月の相談日

お気軽にご相談ください

Large table with 6 columns: 相談名, とき, ところ・問合先, 相談名, とき, ところ・問合先. Lists various consultation services like 法律相談, 労働相談, 高齢者介護相談, etc.